

## 令和元年度第2回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の概要

### 1 開催日時

令和2年2月12日（水）午後1時30分から3時45分まで

### 2 開催場所

岩手県水産会館 5階 大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員（7名出席）

渡辺 正和 委員長、石川 奈緒 委員、磯田 朋子 委員、及川 昌彦 委員、佐藤 善男 委員、役重 眞喜子 委員、雷 哲也 委員

#### (2) 県側出席者

（出納局）菊池会計管理者兼出納局長、永井副局長兼総務課総括課長、今総務課入札課長

（県土整備部）大久保建設技術振興課総括課長

（企業局）佐藤経営総務室予算経理担当課長

ほか抽出工事説明職員

### 4 開会

事務局から開会を宣言し、定足数を充足しており会議が成立することを報告した。

### 5 挨拶

#### （菊池会計管理者兼出納局長）

会計管理者兼出納局長の菊池でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、会議に御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

また、今回、委員の改選がございまして、改選につきまして皆様には御快諾いただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

当委員会は知事の附属機関としまして、平成15年7月に設置したものです。

県営建設工事の入札及び契約手続に関し、透明性を高め公正な競争を確保するため、制度の運用状況及び改善に関することなどについて、定期的に委員の皆様から御審議をいただいているものでございます。

本日の委員会では、令和元年8月から令和元年11月までの契約工事につきまして御審議いただくわけですが、最近の県営建設工事の発注や入札状況等につきまして、簡単に御説明申し上げますと、震災以降、年間を通じた契約額ベースでは、復旧・復興工事がそれ以外の工事の契約額を上回って推移してまいりましたが、平成29年度からその他の工事が復旧・復興工事を上回る状況となっております。

また、入札不調につきましては、平成25、26年度をピークに減少の傾向にありましたが、平成29年度から台風10号災害の復旧工事が本格化したことに伴い上昇に転じました。高い割合で推移しておりましたが、本年度は前年度を下回るペースで推移しているところです。

今後も入札動向を注視しまして、関係部局等と連携しながら、的確な制度の運用に努めてまいりたいと思っております。

なお、本日は、総合評価落札方式における評価項目等の見直しにつきましても御審議いただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の御審議の中で、委員の皆様からいただきました御意見等を踏まえまして、今後の取組みに活かしてまいりたいと存じますので、今日は、忌憚のない御意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 6 議事

### (1) 委員長の互選について

(永井副局長兼総務課総括課長)

それでは議事に入りますが、委員改選後の初めての委員会でございますので、委員長が選任されるまでの間、暫時、議事を進行させていただきます。

それでは、議事(1)委員長の互選についてお諮りいたします。

各委員のお手元には、当適正化委員会の例規集を配布させていただいております。当例規集の見出しですが、27番に当適正化委員会条例も掲載しております。適宜ご覧いただきたいと思っております。

当条例第4条第1項の規定におきまして、委員長は委員の互選によることとされております。

当委員会では、これまで委員からの指名推選により行っておりますが、今回も同様の取扱いとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、どなたかご推薦はございますでしょうか。

御発言がないようでございますが、在任期間が長く、最年長委員でいらっしゃいます佐藤委員に御発言をお願いできればと思います。

【佐藤委員】

渡辺委員にお願いしたいと思っております。

(永井副局長兼総務課総括課長)

ありがとうございます。

ただいま、佐藤委員から、渡辺委員を推薦するとの御発言をいただきました。

他にございませんでしょうか。

それでは、ご異議がないものと認めまして、委員長は渡辺委員にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

それでは、条例第4条第2項の規定により、委員長が会議の議長となりますので、渡辺委員長には、議長席にお移りいただきまして、御挨拶を頂戴したいと存じます。

【渡辺委員長】

ただいま委員長を仰せつかりました渡辺正和と申します。

4期目となりました。4期目ということは、7年目ということになります。

7年目ともなると初心を忘れかねないと思っております。初心を忘れずに務めていきたいと思っております。

この委員会の設置目的は、建設工事の入札、それから契約、その透明性を高めるとともに公正な競争を確保することになるということですので、それを肝に銘じて委員長職を全うしていきたいと思っておりますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。

(永井副局長兼総務課総括課長)

ありがとうございます。

それでは、渡辺委員長に以降の議事進行についてお願いいたします。

なお、菊池会計管理兼出納局長は所用がございまして、大変恐縮でございますが、ここで退席をさせていただきます。

## (2) 職務代理者の指名について

### 【渡辺委員長】

議事の(2)の「職務代理者の指名について」ですが、条例第4条第3項の規定に基づきまして、委員長の職務代理者を指名したいと思います。

職務代理者には、本日欠席ですが、田村賢一委員を指名いたします。

## (3) 部会員の指名について

### 【渡辺委員長】

次に議事の(3)に移ります。

「部会委員の指名」についてですが、条例第6条の規定に基づき、当委員会には「苦情調査審議部会」と「談合等調査審議部会」を設置しております。

部会員につきましては、同条第2項の規定により、委員長が指名することとされております。

部会員の案を配布していただきたいと思っております。

配布した資料のとおり指名したいと思います。

部会につきましては、事案が生じた場合の開催、それから今日の委員会の後に、部会長を選出していただくための部会がありますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。

## (4) 県営建設工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について

### 【事務局から説明】

ア 入札方式別発注工事の状況について(資料No. 1～4)

イ 指名停止等の措置状況について(資料No. 5)

### 【質疑等】

### 【及川委員】

資料No. 1の一番最初の普通会計の発注工事総括表の一番下の随意契約のところ、金額はそれほどでもないのですが、前年同期比で件数が大分減っているようでしたので、その辺の理由等が何かあれば教えていただきたいということと、同じく資料No. 1の2、3ページのところでご説明のありました、競争入札から随意契約に変わる手続き上の流れというところを教えていただければと思います。

(事務局)

随意契約が減った理由ということですが、それはそのときの工事の状況にもよりますので、一概にはいえないところがございます。

例えば、災害復旧の工事などですと、災害が起きてその復旧にすぐに対応しなければならないというときに、競争入札では時間がかかる場合がございますので、そういった中身の場合には、最初から随意契約で取り組むという所管部局の判断がございますので、その部分についてはその工事の状況、状況に合わせて、設定しているというように理解してございます。

それから先ほどの不落随契との関係での御質問でございますが、基本的には本県の場合、どこでもそうなのですが、競争入札をさせていただくというのが原則でございます。その中で、随意契約の要件に合致する場合には、例えば、競争性が働かないとか一定の金額を超えない場合には、最初から随意契約でできるという地方自治法の規定がございます。

今回の場合は、例えば、競争入札で入札参加者がいなかったということで成立しなかったときは、所管課で設計内容を見直したり理由を分析したりするほか、さらに地域要件を広げたりして再度公告をして競争入札にかける場合もございますし、工事の性格上、早く取り組まなければならないというような場合には、再度公告をせずに随意契約でというような取扱い、どちらかを状況に応じて選べるような形になってございます。

#### 【磯田委員】

資料 No. の 2 の 18 ページの 8 番の落札率なのですが、これだけすごく低いのですけれど、たぶん随意契約なので最低金額というものが無いのかと思うのですが、それでも精通している者と契約する必要があるということで、どのくらいまで低くても大丈夫なのかというところを知りたいです。

たぶん審査して大丈夫だから契約はされていると思うのですが、これだけすごく低かったので、気になったので教えてください。

#### (事務局)

今、御指摘いただいたところでいうと、落札率になりますと 62.68%ということで、6割ちょっとにしかなっていないということで、委員のおっしゃるとおり最低制限というのは随意契約にはないのですが、出していただいた契約の中身で本当にそれができるのかというのは、各所管課の方で検討していると認識してございます。

今回、御審議に出させていただく中で、随意契約が低い率がある箇所があったものですから、一応、随意契約を実施した工事の所管課等に内容の確認をさせていただきました。設計、積算をちゃんとやって、その後、業者さんに見積もりをお願いしております。実際の工事としては適切に問題なくやられているということでございました。

ただ、委員の御質問のとおり、どのくらいまでがというのはちょっとなかなか難しい問題でございまして、設計の中で、確実に見積もりいただいた中で、確実にこれでやっていただけるところを、各部局で審査しているものということで、私どもの方では考えてございます。

#### (5) 抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について

#### 【渡辺委員長】

次の議題に移りたいと思います。議事の(5)です。「抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について」の審議を行います。

審議の対象となる工事について、今回は石川委員に抽出していただいておりますので、石川委員から報告をお願いします。

ア 抽出工事一覧表(資料No.6)

【石川委員】

事務局からの資料を元に、1月15日に対象工事の抽出を行いました。

抽出した工事は、それぞれ資料No. 2から4までの工事のうちから選定し、条件付一般競争入札の予定価格1億円以上から2件、予定価格1億円未満から1件、随意契約から1件としました。

抽出にあたりましては、予定価格が比較的大きく、落札率が高い、又は低いものの中から、総合評価落札方式、価格方式、工事業種のバランスを考慮し抽出いたしました。

以上によって、お手元の資料No. 6のとおり、4件の工事を抽出しておりますので、報告いたします。

※以下、抽出工事に係る案件について審議

[担当部局から説明]

イ 根浜海岸砂浜再生（その2）工事（資料No. 7）

[質疑等]

【佐藤委員】

技術評価点の資料ですが、これを見ると入札者の所在地が釜石市のものは全て評価点が高い。何が違うかということ、地域精通度点が高くなっているが、施工能力点はそうではない。評価点全般で見ると、結果的に近隣ゆえに評価点が高くなったということによろしいでしょうか。

(沿岸広域振興局本局)

地域精通度ですけれども、総合評価落札方式の場合には、その地域に所在する業者さんに点数を多く配分するというような形で、今回の場合ですと、岩手県内に所在する業者さんが対象になるのですけれども、その中でも施工地である釜石市が工事地区ですので、その工事地区の所在する市町村に本社を置く業者さんについては、この地域精通度というところで点数を高く配分するという形での制度になってございます。

(事務局)

若干、補足をさせていただきます。

今、佐藤委員がおっしゃったのは、資料No.7-2の技術評価の集計表のところ釜石市の業者は地域精通度の点数が高いが、それが影響しているかということかと思いますが、「地域精通度等」のところに「地域内拠点」というのがございます。

工事を実施するエリアの市町村のところに事業所があると、工事をやる上で連絡が非常に取りやすいとか対応しやすいというところで、できるだけ工事現場に近いところに本拠地を置かれているような受注者さんには、「地域内拠点」のところで1点とか0点とか、ここの部分は精通度の一環として評価をさせていただいております。

ただ釜石市にあるというだけで、その他の部分のところが全部高くなるかということやそういうことではありませんでして、あくまでも地域精通度の中では、その一部の部分、拠点があるかないかというのを評価させていただいていますが、そのほかにも企業さんとして、地元の所でいろいろな災害活動をしているとか地域貢献活動をしているとか、そういったところも地域精通度の中であわせて評価をさせていただいているところでございます。

そのほかに企業のそれぞれの施工能力であるとか、配置される予定の主任技術者さんがどういう経験をお持ちかといったところも含めて、技術評価ということで相対的に評価をさせていただいて

いるところがございます。技術評価の中で地元にあった方が高い工事品質を確保できる場合もございますので、そういったところで、地域内拠点の部分も若干評価させていただいているというようにご理解いただければと思います。

**【佐藤委員】**

よく分かりました。

私が特に言いたいのは、つまり、地域精通度が高いがゆえに企業の施工能力がある意味相対的に低く評価されて、質の悪い工事になりはしないかということです。

地域密着というか近隣の建設業者がやるのは、それはそれで理由があるのでしょうけれど、工事の質をもっともっと高めていくためには、もっと施工能力なりそういった面をもう少し考慮しながら、全体的な総合価値判断のもとに評価点をつければ、また違った結果になるではないかということです。

その辺をバランスよく考えていかないと、釜石にあるから、近いから工事の進捗をはかれるというのは、大きくいえばそれでよいのですけれど、将来的に県営工事の質なり精度を高めるといふか、技術的評価を高めるためには、施工能力という側面をもう少し全体的に見ながら判断するべきというのも一理あるのではないかと、そういうところを含めてお尋ねしたところがございます。

理由は分かりました。

**【渡辺委員長】**

今の点ですが、地域内拠点にあった場合に1点プラスになるというのは、例規集の中には規定があるのでしょうか。

(事務局)

例規集の10の44を御覧いただきたいと思います。

ここに技術提案評価項目の設定ということで一覧表がございます。

先ほどの企業施工能力、配置予定技術者要件、それから地域精通度と全部で10点なのですが、それぞれ3点、3.5点、3.5点が満点となっております。先ほど申し上げました地域内拠点といいますのは、地域精通度の一番上のケという欄でございますが、工事箇所の市町村内に本社があるという場合は1点、市町村内ではなく振興局等管内であれば0.5点、それ以外の場合は配点はしないという設定をさせていただいているところがございます。

**【渡辺委員長】**

ありがとうございました。

**【磯田委員】**

関連してなのですが、いつも能力の点数が低くて地域精通度が高かったりして落札した時はかなりこういう意見が出されて、毎回、必要に応じて検討していくみたいなお話をされるのですが、企業の施工能力のところの合計点数が3点で他に3.5点となっているので、そこら辺の点数の割合が毎回意見が出ているというのは、やはり能力があるところにきちんとした仕事をしてもらいたいという思いから出てくる意見かと思っておりますので、その辺のところをもう少し考慮していただけないかなと思います。

(事務局)

総合評価落札方式の技術提案評価項目の配点でございますとか、その中身の技術制度の管理をしているのは県土整備部で、今日も総合評価落札方式の見直しということで、若干、関連した説明があるかと思っておりますけれども、さまざま工事の品質確保の観点からどういったバランスがよいのか、

一方では、だんだん公共工事の発注件数が少なくなってくる中で、地元の建設業者さんが今後、いかに持続的に運営をしていって、岩手県全体の公共工事の品質を確保していくかというような観点からいうと、その観点では、逆に地域精通度をもっとあげたほうがよいのではないかというような御意見も、実は他方面では頂戴しているところでございます。

ですので、そういったところのバランスを見ながら、例えば、今後、どのように技術評価を見直していったらよいのか、毎回、御意見を頂戴していて恐縮ではございますけれども、ここのバランスの取り方、あとは価格評価点とのバランスの取り方というのもございますので、そういったところも含めて、県土整備部と相談しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

#### 【役重委員】

入札調書の梨子建設の価格評価点がすごく低く出ているのですが、価格評価点というのは前の方の資料を見ると、予定価格に対して入札額がどうだったかということの割合から導き出されているので、一応予定価格内というところではあるのですよね。この辺の点数の説明をお聞きしたいと思います。

#### (事務局)

今、委員がおっしゃったのは、入札調書の16のところにあります④の価格評価点が表示されているところと、それから10ページのところに簡易2型：一般工事用で価格評価点の計算式がござい

ます。価格評価点は、 $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ と、ちょっと分かりづらい計算式になってございますが、例えばこの例で申し上げますと、予定価格に対してだいたい90%の価格の入札をしていただきますと、ここの価格評価点というのはこの計算式にあてはめると、10点くらいの計算値になります。

それぞれのところであてはめていくと、例えば、山長建設さんは11.553ですので、今いったざっくりとした基準ですが、予定価格の9割よりもちょっと下というような形、低くなればなるほど価格評価点は上がるという仕組みになっておりますので、そういった形で見ていただきたいと思います。

あとは、4番目の梨子建設さんにつきましては価格評価点0.017とありますが、これは予定価格にかなり近いのであまり評価されなかったというようなことになります。

技術評価点、簡易2型の場合は技術評価の満点が15点、もし満点がとれたらですけども、そのほかに今申し上げた価格評価点を点数化したものを足し上げて、総合評価点ということで入札調書の一番右、備考の隣になります。③+④の一番高いところが落札候補者ということで、それぞれその後の審査を順番にさせていただくというような流れになってございます。

#### 【役重委員】

分かりました。

#### 【担当部局から説明】

ウ 一般国道343号(仮称)新渋民橋(上部工)工事(資料No.8)

#### 【質疑等】

#### 【石川委員】

技術提案を各社で3つ行っておりますけれども、この提案の内容といたしますか、こういうことを提案してくださいというのは、どこかに書いてあるものなのでしょうか。

技術提案書等の提出というのは公告にはあるのですが、会社によって提案の内容がちょっと違うので、どのように提案されているのかというところをお伺いしたいと思います。

(一関土木センター)

我々の方から入札を希望する業者様といいますか入札希望者様の方には、テーマとしては1つのテーマを御提案しまして、それをクリアする任意の方策を3つずつまで上げてくださいというような方式にしております。

ですので、県の方からは、資料 No. 8 の9ページのところの「2 評価点の算定基準」の(6)のところ、品質を高めるための課題として「上部工の品質確保及び耐久性向上に関する対策について」とのテーマをお示ししまして、それぞれ中央コーポレーションさん、北日本機械さん、東綱橋梁さんが考える3つの御提案を評価したというしだいでございます。

【石川委員】

分かりました。ありがとうございます。

[担当部局から説明]

エ 主要地方道盛岡和賀線狼沢地区舗装補修工事 (資料 No. 9)

[質疑等なし]

[担当部局から説明]

オ 県営運動公園スポーツクライミングボルダリング施設新築等 (建築) 工事 (資料 No. 10)

[質疑等]

【雷委員】

随意契約なのでですけど、設計者と施工者を一括にする方式をとった理由についてお願いします。  
(スポーツ振興課)

これにつきましては、昨年の3月に募集をかけたのですが、1年後の4月にクライミングのアジア選手権大会というのがございまして、そこに向けて、一つ足りないボルダリング施設を完成させたいというようなことがございます。

そして私どもは、そこを運動公園のクライミング施設を国内外に誇れるような大拠点にしたいと考えておりまして、そういう意味では、スポーツクライミングを象徴するような設計、デザインの提案と併せて、効率的に建設期間を短縮して整備するというような、二つの目的で一括方式を採用させていただいたところでございます。

【雷委員】

通常の設計と施工、分離方式だとスケジュールにはのらなかったということですかね。  
(スポーツ振興課)

当時、ハイテンションボルトなど、東京オリンピックの工事の関係で様々な部品が不足しているという情報もあり、そういう部品の調達や職人さんの確保というところを早い段階からできる方式として設計、施工を一括発注して、設計の段階からコンソーシアムさんの方には様々な準備をしていただくということで、1年というところで仕上げるためには、通常であれば、このような工事は詳細設計を1年かけてやって、翌年工事というのが普通のパターンなのですが、1年の短期間というような条件もございましたので、そのように一括方式を採用させていただいたところでございます。

同様に、災害公営住宅とかそういう例もございましたので、そこを参考にさせていただきながら進めさせていただいたところです。

【雷委員】

ありがとうございました。

【渡辺委員長】

ほかに何かありませんでしょうか。なければ、個別案件についての審議はこれで終了としたいと思います。

全体を通じて委員会としての意見というのは特になくと思いますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

先ほどの技術評価点のところの検討はさせていただくと、そういう意見があったということはよろしくをお願いします。

(6) 県営建設工事に係る入札の取りやめ状況及び落札率について

【事務局から説明】

ア 入札の取りやめ状況（資料 No. 11）

イ 県営建設工事入札方式別落札率データ（資料 No. 12）

【質疑等】

【役重委員】

資料 No. 11 の取りやめ状況について、取りやめ理由が、「申請なし」「入札者なし」はいわゆる不調ということだと思うのですが、「その他」というのはどういった状況があるのでしょうか。

（事務局）

「その他」というのは様々あるのですが、公告してから何らかの、例えば、設計の関係で誤りがあって、このまま入札を続けるとよろしくないということで取りやめたというようなものが挙げられるかと思います。

【役重委員】

分かりました。

(7) その他

総合評価落札方式（工事）の評価項目等の見直しについて

【事務局から説明】

総合評価落札方式（工事）の評価項目等の見直しについて（資料 No. 13）

【質疑等】

【及川委員】

2点ほど、教えていただければと思います。

評価の見直し、改正の実施予定日は、新年度、令和2年4月1日を予定されているのかどうか。

改正の内容主旨の方、ICTや働き方改革の項目内容のようでございますが、中小建設業の方々にとっては、少なからず負担があるのかと思うのですけれども、実際に地場の建設業の方々で取組みの進捗の具合など把握しているのであれば教えていただければと思います。

（建設技術振興課）

まず、施行日は令和2年4月1日を考えています。

I C Tの活用状況ですが、県の方でも I C Tの活用をするための工事を、受注者希望型で発注しているところがございます。

まだ全体としてはそれほど多くない状況ではございますが、今後、担い手が不足していきまので、建設現場での生産性向上は、やはりこれは急いで取り組まないといけないということで、まずはこういった総合評価で加点することによって、少し牽引していきたいというように考えております。

業界の方からも導入に肯定的意見もありますし、否定的意見もございますが、まずはできることから評価するというので、評価の部分も I C Tの活用ができる場合は I C T活用型の様式でというように、そこは区分けして取組むことにしております。

**【渡辺委員長】**

施行日の件ですけれども、4月1日以降の入札公告からですか。

(建設技術振興課)

入札公告からになります。

**【石川委員】**

若手技術者の配置の有無というところで点数を加点しているのですけれども、今現在の岩手県内の企業でこの若手技術者というのがどの程度いるのか、これが活用される可能性がかなり高いのかどうかというその辺の情報があれば教えていただきたいと思います。

(建設技術振興課)

具体的な数は把握しておりませんが、やはり担い手を育成するためには、できるだけ若手を登用するチャンスを作っていただきたいなと思っております、そういうことで評価項目として盛り込ませていただいているところがございます。

**【石川委員】**

これは意見になるのかもしれないのですけれど、評価の点に関して抽出工事のところでもお話が出ていたと思うのですが、技術の点と地域の要件で、技術の高いところの方が質がよいというような話、質をもうちょっと求めた方がよいのではないかという話もありましたけれども、参加要件に入っている会社というのは、基本的にその工事がきちんとできるというのが担保されていると私は理解しているのですけれども、その中で、どの点数をもってして落札させていくかというところは、岩手県さんの考え方だと思っていて、現在、今後、建設工事が少なくなっていったら、地域の企業さんを健全にいかしていくためには、地域の要件のところの加点を多くしていったら、なるべく県内の建設工事は岩手県の中の企業にお願いするようにして、そうすると技術も上がっていったら活性化していく、県内の企業さんをいかしていくというような考え方であれば、この加点をちょっと増やしていくという点では私はよいのかなと思っております、一応、質としては担保されている企業が参加していると思っておりますので、そういう点では質だけでなく、地域のことも将来的なビジョンを考えて検討していただければよいのかなと、私の意見です。

(建設技術振興課)

石川委員がおっしゃるとおりで、我々も、基本的には、いろいろな参加要件やあるいは品質管理の基準など、様々な基準がありますので、そういったもので工事の品質はきちっと確保されていると考えております。その上で、地域に貢献したり、技術力の高いところをしっかりと評価していくというのが、総合評価制度だと思っております。

今の災害が発生していく状況の中で、その災害時に、一番すぐ初動で活躍していただけるのが、

地域の建設業になっております。

災害時に活動するといっても、やはり人の体制や機械の体制がしっかりしていないと、有事には対応が難しいということで、それはある意味、技術力を持っていると半分評価に値できるのかなというように我々も考えておりますので、しっかり工事を受注もしますけれども、地域を守っていただくということも引き続き維持していきたいと、そういった項目でこういった配分についても見直しを図ったということでございます。

**【磯田委員】**

先ほど、意見を言ったので付け加えさせていただきますけれど、地域精通度点を下げればよいといっているのではなくて、地域を守るためにはこれはこれで必要なとは思っているのですが、能力のところで、例が悪いかもしいないのですが、5段階評価で1だった、1番低かったところが他の評価で上がって、結局、落札するみたいなのは何か違うのかなと思っているところがあって、そここのところのバランスというか、そこを考えていただきたいというのがそもそもの意見だったのですけれど。

能力のある人に必ずさせなさいと言っているわけではなく、成績で1の人がある一定の優れた能力によって落札するというアンバランスさというかが、ちょっとずっと疑問に思っていたところで、先ほどの意見を言わせていただいたということで、必ずしも地域精通度点を低くしろと言っているわけではなくて、これはこれで今後のところでも地域を守る上ではすごく大切なことなので、これはこれで必要だとは思っているということだけ補足します。

**【渡辺委員長】**

参考にさせていただくということによろしいですか。

(建設技術振興課)

はい。

**【佐藤委員】**

この災害というのは、どういう災害ですか。何をもって災害とって、誰が認定しているのですか。

ちょっと雨が降って土砂崩れをしても災害となるか、それとも、ある意味、冠水しただけで災害になるのか、災害の意味の共通項が全て知事部局内で出来上がっているのかなと。

それをちょっと確認したいと思います。

(建設技術振興課)

災害活動の実績とか災害協定の部分、そのほかに災害応急工事の実績ということで災害に関する項目が三つございます。

それぞれ取扱いが、例えば、災害応急工事の実績の場合は、これは契約行為が発生しますので、災害だということで発注者が認めて発注したものについては、それが災害の定義になっています。

災害協定の締結は協定を締結しますので、協定書というものがございます。

災害活動の実績というのは、大規模災害だけではなくて、大雨が発生して少し道路が崩れたり、大きなニュースにならなくても管理者が管理上必要だというときには、それは災害として認めます。ただ、そのときにも、きちっと管理者が指示をしまして、それをきちっと処理をしたということも管理者が証明する仕組みになっていますので、その証明書をもって評価することとしています。

**【佐藤委員】**

例えば、災害対策基本法でいう災害や出納局で認定する災害など、いろいろな災害があったとき

に、ここでいう災害復旧工事用の災害というのは、何をもって災害というのか、発注者が災害と認めれば、災害というようになるのでしょうか。

(建設技術振興課)

基本的にはそういうことになります。

【佐藤委員】

それでは、認めない場合もあるのでしょうか。

(建設技術振興課)

発注者というよりは施設の管理者が、例えば、道路であれば道路管理者が、災害が起きて道路が少し崩れたと、それを処理してもらったりそういうときには、道路管理者が証明します。証明したものをこの入札で災害対応しましたという実績の証明に使う、そういう流れになっています。

【佐藤委員】

評価行為というか評価項目というか、それが災害のときと一般の場合、何か一定のものではなくただらしたらうまくないのではないかなど。言わんとしていることは分かります。

あともう一点。12 ページの船舶の所有状況のところ、35 t 以上吊り上げできるクレーン付き台船、25 t 以上吊り上げできる起重機船を持っている業者というのは、岩手県内にあるのですか。

(建設技術振興課)

県内にございます。起重機船とクレーン付き台船合わせて、県内で 10 社ほどあります。

【佐藤委員】

分かりました。ありがとうございます。

【渡辺委員長】

私からも質問したいのですが、災害活動の実績のところなのですが、評価項目を見ますと、平成 29 年度または平成 30 年度における災害活動の実績と限定されていますが、平成 28 年度、平成 31 年度の分は該当しないということだと思のですが、限定した主旨、理由というのは何でしょうか。

(建設技術振興課)

期間につきましては、その地域で起きた直近の災害に対応していただいたという部分で、期間を区切って評価しています。

期間が長くなれば実績はたくさんあることにはなるのですが、やはりその体制をしっかり組んでやってもらっているということは、常にそういう機会があった都度、対応してもらったということで、そこは期間を 2 年間に短く設定しているところでございます。

【渡辺委員長】

今後は、平成 31 年度の方も含まれることがあるということですか。

(建設技術振興課)

これは毎年期間を更新しておりまして、次の見直しには、平成 29 年度又は平成 30 年度の実績が、平成 30 年度又は令和元年度の 2 年間になります。

【渡辺委員長】

分かりました。

## 7 その他

(事務局)

渡辺委員長には、長時間にわたり議事の進行をいただき、ありがとうございました。

4の「その他」でございますが、2点ございます。

1点目は、次回の委員会の日程等についてでございます。

当委員会は、委員会運営規程により、原則として4か月に1回、年3回開催することを基本としておりますが、東日本大震災津波の発災に伴い、平成24年度以降、当面、9月と2月の年2回の開催としております。

したがいまして、来年度におきましてもこの取扱いを継続し、次回開催は9月となりますことを御了承いただきたいと存じます。

また、審議対象工事を抽出する委員は、委員会事務処理要領により、お名前の五十音順による輪番制としており、次回の工事審議案件の抽出を磯田委員にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

2点目は、この後に開催する部会についての御案内でございます。

「苦情調査審議部会」につきましては、この部屋で、また、「談合等調査審議部会」につきましては、同じフロアの小会議室におきまして開催いたしますので、お集まりくださいますようお願い申し上げます。

## 8 閉 会

以上をもちまして、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の一切を終了いたします。  
ありがとうございました。